

著作権入門セミナー

第3回 近時の法改正

用賀法律事務所 弁護士

村瀬 拓男

インターネットと著作権法

- 平成20年以降の改正は、ほぼ全てネット対応

平成21年：検索、サムネイル、DL違法化

平成24年：写り込み等

平成26年：著作権の電子書籍への拡大

平成30年：柔軟な権利制限、教育利用での権利制限拡大

令和2年：リーチサイト規制、DL違法化、写り込み拡大
対抗制度の導入

デジタル海賊版対策の法改正

- デジタル海賊版対策

デジタル海賊版の形態

ストレージサーバー＝リーチサイト

オンラインリーディング

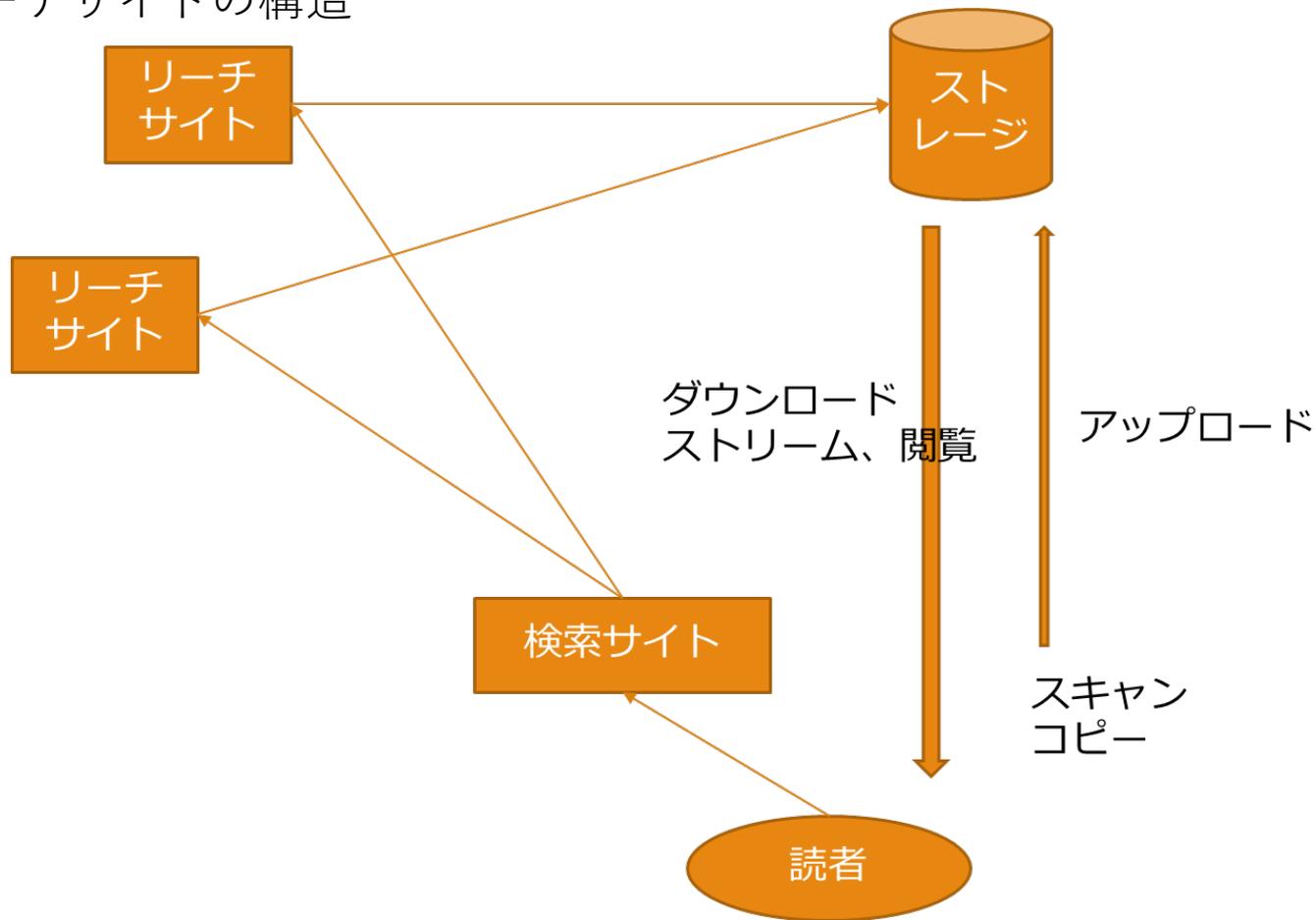
ピアトゥピア（トレントサイト）

令和2年法改正

リーチサイト規制

侵害コンテンツのダウンロード違法化

リーチサイトの構造



①リーチサイト対策

【第113条第2項等関係】

<改正のポイント>

違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて**侵害コンテンツへのリンクを提供する行為**、②**リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為**を規制する。

1. リーチサイト・リーチアプリの定義【第113条第2項第1号・第2号】

- ・ **公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するもの**であると認められるウェブサイト・アプリ
- ・ **主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるもの**であると認められるウェブサイト・アプリ

2. 規制内容

	規制内容(措置)
リンク提供者	民事措置 (著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)【第113条第2項】 (※)リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。 刑事罰 (3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))【 親告罪 】(※)故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】
サイト運営者 アプリ提供者	刑事罰 (5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可))【 親告罪 】【第119条第2項第4号・第5号等】 (※)侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる)。【第113条第3項】 (※)いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。

(参考) 平成31年2月時点の法案からの修正点

- ① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】
- ② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号・第5号等】
- ③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

本来、URLを記載する行為は、インターネットにおける基本的な表現行為であること。

記載されたURLは、それ自体著作物ではないこと。

↓

侵害行為を規定する113条に、2項～4高を新設することで対応。

侵害とみなす行為を限定するために、「ウェブページの集合物」という概念を導入し、その要件を政令で定めることとしている。

ウェブサイトにおいて、

(ア) 当該複数のウェブページに共通する性質を示す名称の表示その他の当該複数のウェブページを他のウェブページと区別して識別するための表示が行われており、かつ、

(イ) 当該複数のウェブページに到達するための送信元識別符号等を一括して表示するウェブページその他の当該複数のウェブページの一体的な閲覧を可能とする措置を講じたウェブページが設けられていることを規定する。

②侵害コンテンツのダウンロード違法化

【第30条第1項第4号等関係】

<改正のポイント>

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用であっても違法とする)について、対象を**音楽・映像から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大**する。
- その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を**違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとする(※)**とともに、①**漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」**や、②**二次創作・パロディ**、③**「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」**のダウンロードは規制対象外とする。
(※) 重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。
- さらに、**刑事罰**については、特に悪質な行為に限定する観点から、**正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードであること、反復・継続してダウンロードを行う**ことを要件とする。
(法定刑:2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)、全て「**親告罪**」(権利者の告訴が必要))

<改正後のイメージ>

	民事措置【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・ 対象行為	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、 正規版が有償で提供されているもの
	【除外①】 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外 (※)スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない(法第30条の2により措置)	
	【除外②】 二次創作・パロディは対象外	
	【除外③】 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外	
主観要件	違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合が対象 (※) 重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	
常習性	継続的に又は反復して行う場合が対象	
法定刑の水準	— 2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)	
親告罪の扱い	すべて親告罪(権利者の告訴が必要)	

(※) このほか、附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv)施行後1年を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)を規定

(※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

【参考】平成31年2月時点の法案からの修正点

海賊版対策の実効性を確保しつつ、国民の萎縮を防止するなどの観点から、以下の修正を行っている。

①附則に普及啓発・教育をはじめとした**運用上の配慮規定**などを追加

- (i) 国民への普及啓発・教育の充実【附則第2条】
- (ii) 適法サイトへのマーク付与等の推進【附則第3条】
- (iii) 刑事罰の運用に当たっての配慮【附則第5条】
- (iv) 施行後1年を目途としたフォローアップ【附則第6条】
- (v) 違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など) 【附則第7条】

②**スクリーンショット**を行う際に、**違法にアップロードされた画像(例:アニメキャラのアイコン)**が**写り込む**ことなどを違法化対象から除外(法第30条の2により措置)

③漫画の1コマ～数コマなど、「**軽微なもの**」のダウンロードを違法化対象から除外

④「**二次創作・パロディ**」のダウンロードを違法化対象から除外

⑤「**著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合**」を違法化対象から除外

- (※1) ユーザー側に「不当に害しない」という立証責任を負わせるとともに、「特別な事情」と明記することで居直り的な利用を確実に防止する。
- (※2) 「特別な事情」は、(ア)著作物としての保護の必要性の程度と、(イ)ダウンロードの目的・必要性などの態様の2つの要素によって判断される。例えば、詐欺集団の作成した詐欺マニュアルを防犯目的でダウンロードする行為などが典型例。

【参考】「軽微なもの」の基準・具体例

下記で示した例はあくまで典型例であり、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付け等に応じて、これら以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得る（争いとなった場合には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるもの）。

1. 「分量」による基準・典型例（全般）

その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小さい場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- ・長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- ・数百ページで構成される小説の1ページ～数ページのダウンロード

<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・漫画の1話の半分程度のダウンロード
- ・1コマ漫画の1コマ全部のダウンロード
- ・論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
- ・絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロード
（※2. により「軽微なもの」と認められる場合もあり得る）

2. 「画質」による基準・典型例（絵画・イラスト・写真など）

画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・サムネイル画像のダウンロード

<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・高画質の写真のダウンロード

海賊版対策としての民間施策

一般社団法人 A B J の設立

(権利者、出版社、電子書店、通信事業者等で構成)

A B J マークの付与及び管理

マークの登録商標としての管理

マーク掲示の申請受付と付与

マーク掲示申請の審査

海賊版サイトリスト (ブラックリスト) の作成及び提供

海賊版サイト調査

ブラックリストの作成及び更新

ブラックリストの随時提供

海賊版撲滅に向けた啓蒙活動

S T O P 海賊版キャンペーンの実施

行政機関、関係団体との連携

著作権法の一部を改正する法律の概要

- ・インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている
- ・違法配信からの複製が正規事業を上回る規模となっている
- ・障害者の情報格差が拡大している

著作権をめぐる早急な環境整備が必要

改正の趣旨

骨太方針2007等に基づき、電子化された著作物等（デジタルコンテンツ）の流通促進のため、インターネット等を活用して著作物等を利用する際の著作権法上の課題の解決を図る。

改正の概要

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

様々な社会的要請を踏まえ、権利者の許諾なく次の行為を行えるようにする。

- インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等
- 過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用
- 国立国会図書館における所蔵資料の電子化
- その他（インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製、電子機器利用時に必要な複製）

2. 違法な著作物の流通抑止

権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、次の措置を講じる。

- インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする（罰則あり）
- 違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする（罰則なし）

3. 障害者の情報利用の機会の確保

障害者のために、権利者に無許諾で行える範囲を拡大する。

- 視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大。
- 聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に。
- 発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に。

4. その他

- 登録原簿の電子化

施行期日

平成22年1月

いわゆる「写り込み」（付随対象著作物としての利用）等に係る規定の整備

デジタル化・ネットワーク化の進展などを背景に、著作物の利用行為が飛躍的に多様化
⇒形式的には違法となる著作物の利用を権利制限することにより、利用の委縮を解消

現行法

著作権者の許諾無く利用できる場合を公益性の確保の観点等から目的ごとに個別具体的に規定。



改正法：いわゆる「写り込み」（付随対象著作物としての利用）等に係る規定を追加

著作権者の利益を不当に害しない範囲で、著作権者の許諾無く著作物を利用できる場合、ある程度包括的に定めた規定を置く。

- 付随対象著作物としての利用
- 許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用
- 技術の開発又は実用化のための試験に用いるための利用
- 情報通信の技術を利用した情報提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な情報処理を行う際の記録媒体への記録等

付随対象著作物としての利用（第30条の2関係）（例）いわゆる「写り込み」



背景に有名キャラクターが写り込んでしまった写真をブログに掲載すると、著作権侵害？

写真の撮影の対象として写り込んだ著作物（付随対象著作物）を、その写真撮影に伴って複製等することや、その付随対象著作物を、その写真の著作物の利用に伴って利用することを適法に

許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用（第30条の3関係）（例）許諾前の資料の作成



権利者に無許諾で企画資料等にキャラクターを載せると著作権侵害？

著作権者の許諾を得て、又は裁定を受けて著作物を利用しようとする場合に、これらの利用について検討を行うための内部資料としての利用を適法に

技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4関係）

（例）録音・録画に関するデジタル技術の研究開発・検証のための複製等



物理的に複製が生じているので著作権侵害？

著作物の録音・録画等の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合の利用を適法に

情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（第47条の9関係）

（例）サーバ内で行われるインターネット上の各種複製

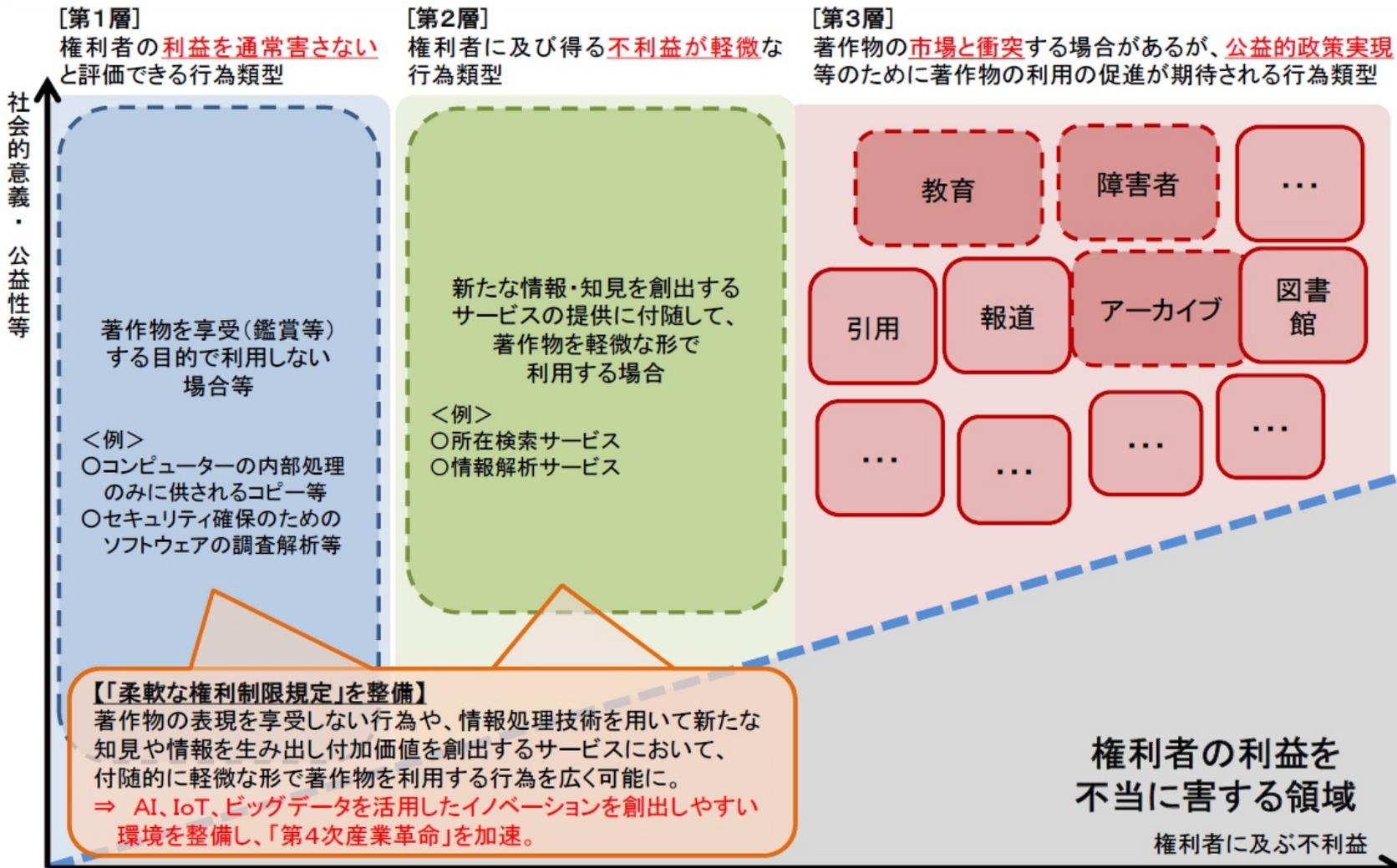


SNS等様々なサービスに係る情報提供を円滑かつ効率的に行うための複製は著作権侵害？

情報提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理の際の利用を適法に

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

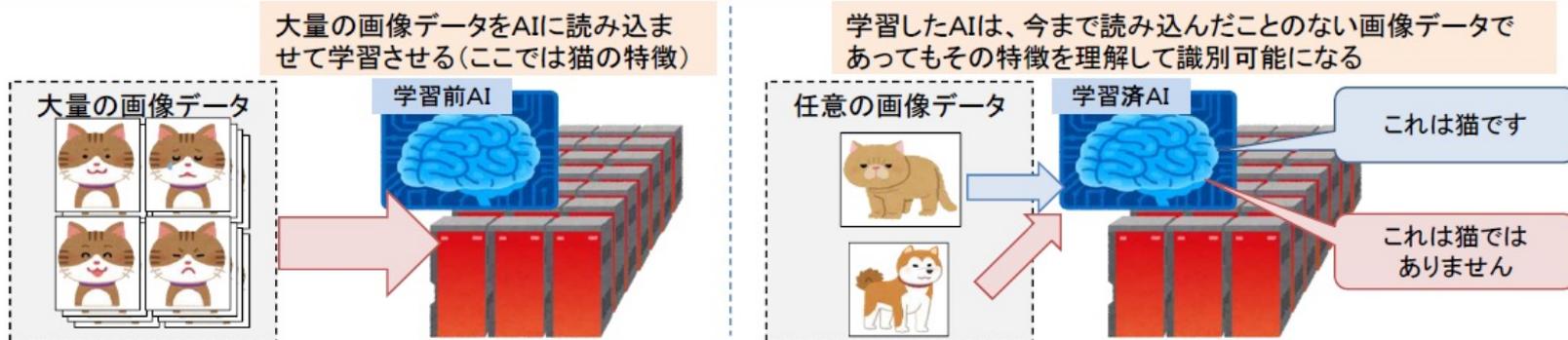
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

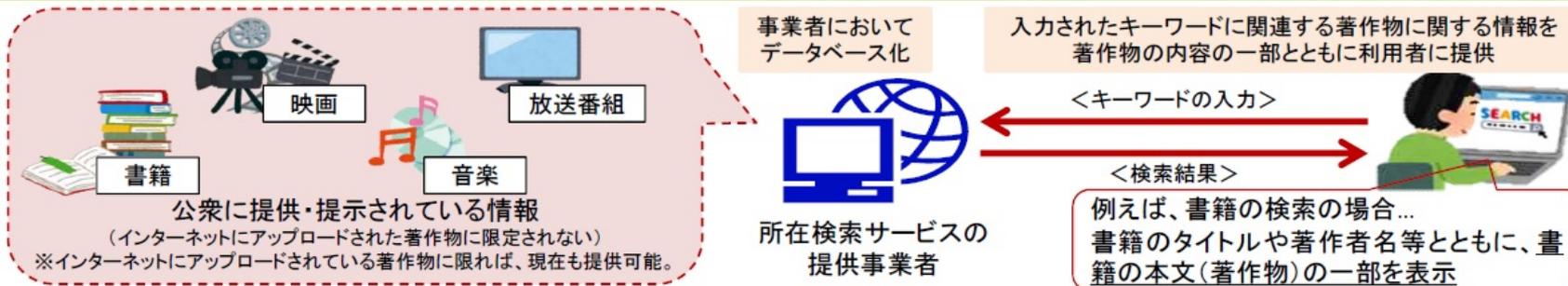
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。



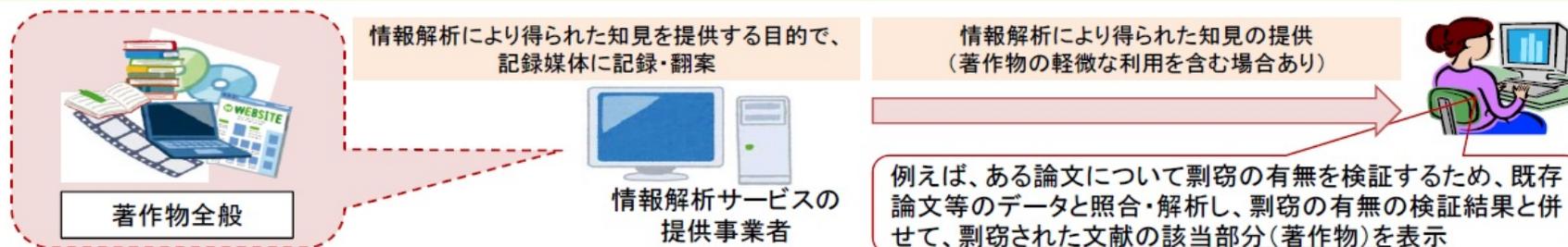
所在検索サービス

広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス



情報解析サービス

広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス



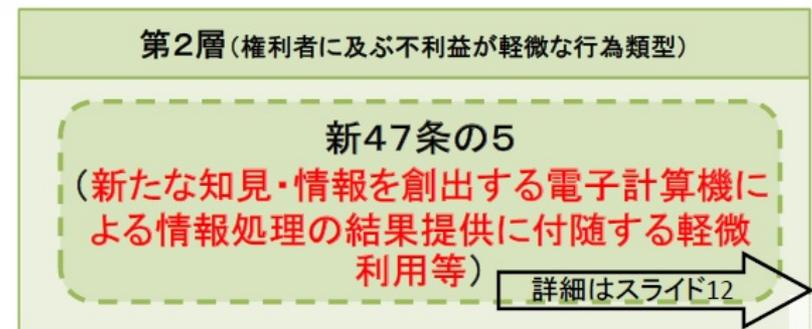
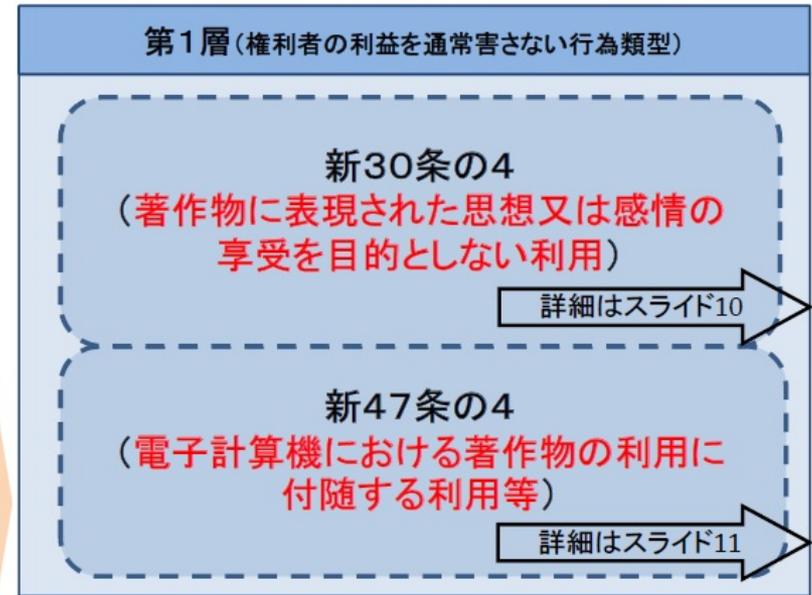
「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

<現行法>



<新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>



Ⅱ. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信



対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信

同時中継

遠隔地の会場

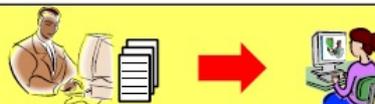


今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27~28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

＜改正のポイント＞

- 平成24年改正により創設された写りに係る権利制限規定は、「**写真の撮影**」・「**録音**」・「**録画**」を行う際の写りのみ対象となるなど、**当時、立法の必要性が特に高かった部分に限定した規定**となっている。
- その後、**スマホやタブレット端末等の急速な普及や、動画投稿・配信プラットフォームの発達など、社会実態が大きく変化**している中で、従来の規定では不都合が生じる場面が顕在化して来たことから、**スクリーンショットや生配信を行う際の写り込みも対象に含めるなど、規定の対象範囲の拡大を行う**。
- これにより、(i) **侵害コンテンツのダウンロード違法化による萎縮を防止**するとともに、(ii) **日常生活における様々な行為**(例:動画投稿・配信プラットフォームを活用した個人による生配信)や、**新たなビジネスニーズ**(例:ドローンで撮影した映像をリアルタイムで遠隔地に配信するサービスや、ゲーム制作に当たっての風景のCG化)に対応することが可能となる。

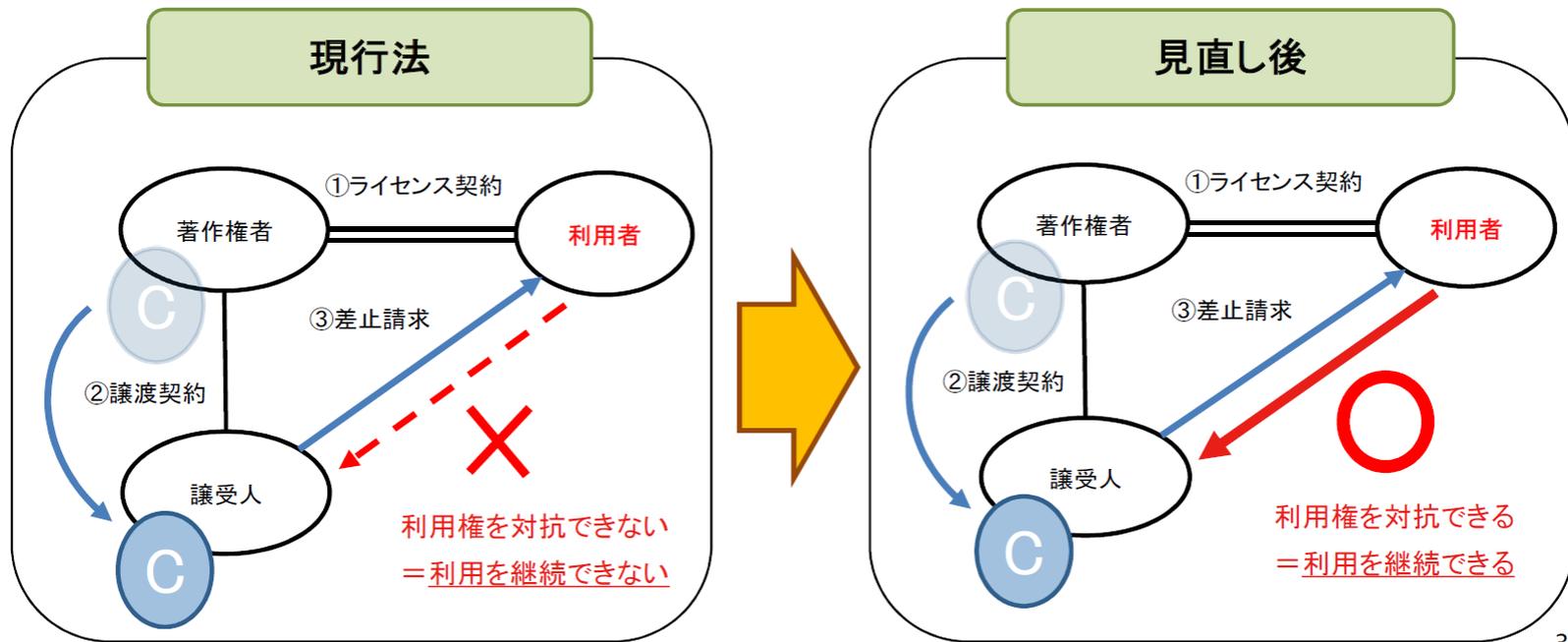
【主な改正内容】

	現行	改正後
対象行為	写真撮影・録音・録画	複製・(複製を伴わない)伝達行為全般 ※スクリーンショット・生配信・CG化なども広く含まれる
著作物創作要件	著作物の創作という創作性の認められる行為を行う場面に限定	無制限 ※固定カメラでの撮影やスクリーンショットなど、創作性が認められない行為を行う場面における写り込みも含まれる
分離困難性	メインの被写体から分離困難な著作物の写り込みだけが対象	メインの被写体に付随する著作物であれば、分離困難でないものも対象 ※子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合なども含まれる ※ただし、「 正当な範囲内 」という要件を設け、濫用的な利用や権利者の市場を害するような利用(例:経済的利益を得るためにあえて著作物を入れ込む)を防止

(※) その他、「軽微な構成部分」か否かを判断するための考慮要素(全体に占める面積などの割合、画質・音質など)を明記するなどの改正を行う 27

<改正のポイント>

- 著作権者と利用許諾契約(ライセンス契約)を締結して著作物を利用している者(ライセンシー)は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人などに対し、著作物を利用する権利(利用権)を対抗することができず、利用を継続することができない状況。
 - 特許法等における仕組みを参考に、著作権法においても、ライセンシーが安心して利用を継続することができるよう、利用権を著作権の譲受人などに対抗できる制度を導入する。
- (※) 対抗するために、登録などの手続は不要(当然対抗制度)



利用権に対する対抗制度の導入

今回導入される制度は

「利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度をさし、自分以外の者には利用を行わせないという点（独占性）の対抗を可能とするものではないものとして検討を行う」（著作権分科会報告書）
という考え方によるものである。

このため独占的ライセンシーであっても、みずからの利用が継続できるのであれば、権利の譲受人が第三者に非独占的ライセンスを付与することが可能となる。

このため、現在

- ①独占的ライセンスの対抗制度の導入
- ②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について、検討が行われている。

インターネットと著作権法

- (余談) リツイートが著作権侵害 7月21日最高裁
(知財高裁平成30年4月25日)

リツイートで送信される情報は、元ツイートの画像ではなく、その加工情報であって、侵害情報の公衆送信は行われていない。

ただ、リツイートによって、元画像の氏名表示等が見えなくなったことについては、人格権の侵害

この結果として、リツイート者は著作権侵害をしている。

ツイッター社は、リツイート者のアカウント情報を、発信者情報として開示しなければならない。